

別紙 1

「下関市公民共創型移住プロモーション創出業務」仕様書

1. 業務名 下関市公民共創型移住プロモーション創出業務

2. 業務期間 契約締結日から令和8年3月31日まで

3. 目的

本業務は、市民や地域の民間プレイヤーと行政が共創する形で、地域の魅力や可能性を再発見・発信し、将来的な移住定住および関係人口の創出につなげるプロモーション拠点を創出することを目的とする。

本拠点には、市内外の若者、地域クリエイター、学生等が主体的に関わる場として、地域でのフィールドワークやワークショップを通じて、下関の地域資源を活かしたコンテンツ（以下「ローカルコンテンツ」という。）を制作・発信する環境を整備する。

また、ローカルコンテンツ制作や本取り組みに賛同・参画する意欲のある若者やクリエイター、さらにはクリエイターの卵や地域活動に関心を持つ層を、地域の大人やプロクリエイター等が世代や分野を超えて支えることで、より多くの方が自分事として下関に関わるができるコミュニティを育み、持続的な地域プロモーション拠点となることを目指すもの。

4. 業務内容（提案頂きたい内容）

（1）事業全体のマネジメントと成果評価

- ・全体計画（フェーズ分け、タスク、スケジュール等）の策定と進捗管理
- ・行政、地域団体、教育機関等、関係機関との円滑な連携体制の構築と調整
- ・事業成功向けのKPIの策定、分析に基づく定期的な報告及び改善提案

（2）共創コミュニティの形成

- ・若者やクリエイターの集め方・手法、及び協働できる環境作り
- ・地域の大人やプロクリエイターによるアドバイスや支援機会の提供
- ・メンバー間の交流を促進するためのイベントやワークショップの企画・運営
- ・本拠点の運営を担う中心的な人材（ハブ人材）の発掘
- ・コミュニティの活動状況を可視化し、活動への参加を促す情報発信

（3）ローカルコンテンツの制作・発信支援

- ・下関の多様な地域資源（歴史、文化、自然、食、人など）を掘り起こすためのフィールドワーク・ワークショップの実施
- ・制作されたローカルコンテンツの効果的な発信戦略の実施支援

- ・制作プロセスを通じた、参加者の次の活動への意欲を醸成
- (4) 関係人口創出に向けたプロモーションと成果創出
- ・本拠点及びローカルコンテンツの魅力を広く発信し、市内外の若者やクリエイター、地域活動への関心層との繋がりを強化するための多角的なプロモーション戦略の実行
 - ・参加者の活動事例や声を発信し、新たな関係人口を呼び込む仕組みの構築
 - ・ローカルコンテンツ等を通じて得られた関心層に対する継続的な情報提供

5. 独自提案

上記(1)～(4)で示した基本的な業務内容に加え、本事業の目標達成のため、貴社ならではの知見やノウハウ、技術、ネットワークなどを活かした独自の提案がある場合に記載すること。

【例】

- ・既存の枠にとらわれない、ユニークな事業展開のアイデア
- ・最新技術やトレンドを活用した、効果的なプロモーション手法
- ・地域資源を最大限に活かす、革新的なコンテンツ企画
- ・関係人口の多様な関わり方を促進する、新しい仕組みづくり
- ・事業の持続可能性を高めるための、収益モデルの構築

6. その他提案上の要件

- (1) 事業共同体等による共同提案も可とするが、実施体制については、総括責任者を置き、業務全般の活動を一元化すること。
- (2) 本業務の進め方の協議や進捗管理・成果等について、常に本市と連携を図り、情報共有をしながら適切な業務が遂行でき体制とすること。また、毎月1回以上、定期ミーティングを行うこと。※オンライン可

7. その他

- (1) 業務の実施に当たっては、市の条例、規則、その他関連する法令等を遵守し、市と十分協議の上、誠実に履行すること。
- (2) 業務にかかる一切の経費を委託料に含むこと。
- (3) 本業務の遂行にあたり、受託者の責に帰すべき事由により、本市又は第三者に損害を与えた場合には、受託者がその損害を賠償すること。
- (4) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、市及び受託者の協議により決定するものとする。

- (5) 仕様書に詳細な記載のない事項でも、業務を遂行するうえで必要と考えられるものは受託者において実施するものとする。
- (6) 受託者は、本業務の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することはできない。ただし、様式5により下関市に届け出た場合は、業務の一部を委託することができるものとする。